適格請求書発行事業者の登録申請データ作成マニュアル

～ e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))ver. ～

令和６年８月

国税庁 軽減税率・インボイス制度対応室

1　e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))フローチャート

e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用した「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下「登録申請データ」といいます。）作成・送信等の手順は下図のとおりです。

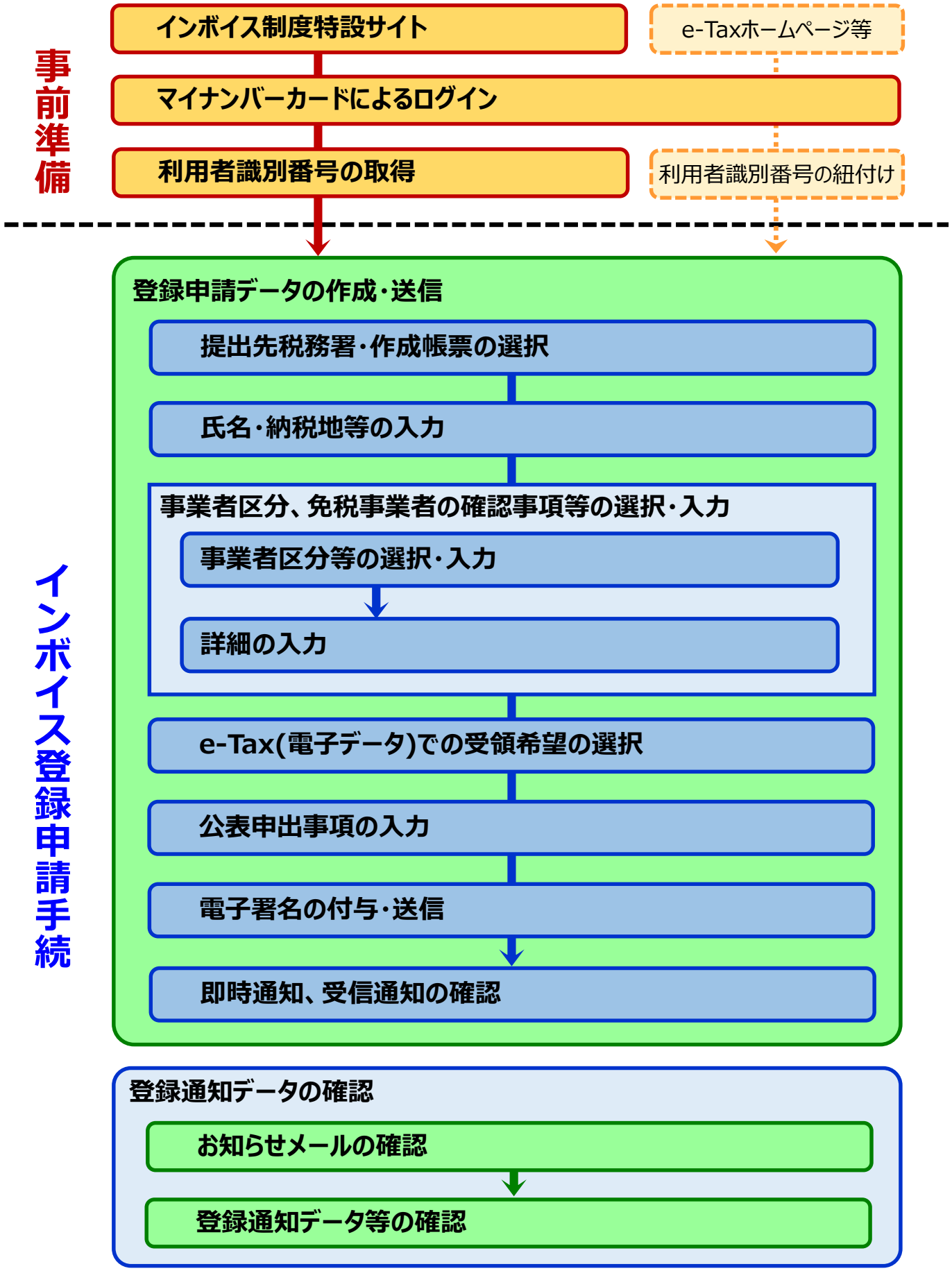

2　e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))のご利用に当たって

(1)　e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))でできること

e-Taxソフト(WEB版) をパソコンから利用することで「登録申請データ」の「作成」、「送信」及び「登録通知データ(適格請求書発行事業者として登録後に登録番号や氏名等の公表情報が記載された通知書)の内容確認」(※１)等の登録申請に関する手続をe-Taxで行うことができます。

なお、登録申請データは、**画面遷移に従って入力していくことで、自動で入力に必要な項目のみが表示されますので、**便利でスピーディーに登録申請データの作成が可能です。

ただし、登録申請データの作成・送信に当たっては、「電子証明書」が必要(※２)となります。

※１　登録通知データをe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))で確認するためには、登録申請データ作成時に登録通知をe-Tax(電子データ)で受領することを希望する必要があります。

※２　個人事業者の方はマイナンバーカード、法人の方は、商業登記認証局が発行する電子証明書等でe-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))を利用することができます。
なお、e-Taxで利用可能な電子証明書は「電子証明書の取得」をご確認ください。

(2)　作成可能手続

手 続 名
適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)
適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用)
適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書

なお、登録申請データの作成・送信と同時に、

- 「消費税課税事業者選択届出書」
- 「消費税簡易課税制度選択届出書」

の作成・送信をお考えの場合、e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))では、作成・送信ができませんので、別途、e-Taxソフト等での作成・送信が必要になりますのでご注意ください。

(3) 利用可能時間

火曜日～金曜日	24時間
月・土・日・休祝日、休祝日の翌稼働日	8時30分～24時
12月29日～1月3日	休止

詳細は、「e-Taxの運転状況・利用可能時間」をご確認ください。

(4) 推奨環境（令和６年１月４日時点）

e-Taxソフト(WEB版(パソコン利用))は、以下のＯＳ／ブラウザを推奨環境(国税庁において動作を確認した環境)としています。

Windowsをご利用の方

OS	ブラウザ	PDF閲覧
Microsoft Windows 10	Microsoft Edge (Chromium)	Adobe Acrobat Reader DC
	Google Chrome	
Microsoft Windows 11	Microsoft Edge (Chromium)	
	Google Chrome	

Macintoshをご利用の方

OS	ブラウザ	PDF閲覧
mac OS 11	Safari 16.4	Adobe Acrobat Reader DC
mac OS 12 mac OS 13	Safari 16.4 Safari 17.0	
mac OS 14	Safari 17.0	

上記ＯＳ／ブラウザを利用した場合であっても、端末によっては、一部動作に制約がある場合や、正しく動作しない可能性があります。特に画面の描画崩れは一部の機種で発生する場合があります。

また、ご利用の端末のＯＳバージョン、ブラウザ等の確認方法は機種により操作が異なりますので、各メーカーへお問い合わせください。

詳細は、「利用環境の確認」をご確認ください。

(5) ご利用に当たっての注意事項

① ブラウザの「戻る」ボタン、「更新」ボタンを使用すると、入力内容が消えてしまうおそれがありますので、ブラウザのボタンは使用せず、必ず画面内のボタン、リンクをご使用ください。

② ログアウトを行わずにタブ(ブラウザ)を閉じる(ブラウザの×をクリックする。)と、再度ログインしようとした際に、二重ログインエラーが表示されログインできなくなる場合があります。そのため、操作を終了する場合は、必ず画面上の「ログアウト」ボタンをクリックしてください。

3　登録申請データの作成・送信

次の個人事業者の登録申請データの送信を行うこととした場合の画面の動きは次のとおりとなります。

氏　　名：国税　太郎(コクゼイ　タロウ)	消費税法違反：該当なし
生年月日：昭和55年12月31日	相続による事業の承継：該当なし
住　　所：東京都千代田区霞が関３－１－１	登録通知：e-Tax(電子データ)による受け取りを希望
事業内容：小売業	納税管理人：定める必要なし
電話番号：03-3581-4161	登録希望日：なし(翌課税期間の初日から登録を受けることを希望)
事業者区分：免税事業者(新規開業ではない)	

＜画面説明の凡例＞

使用項目	説明
	次の画面に進むための必要なボタン等を示したもの。
	入力・選択・チェック等が必要な項目を示したもの。
	青枠のうち、自動表示(別画面での入力情報を反映)される項目を示したもの。
	入力は任意であるが、便利機能として示したもの。
	表示項目の説明事項を示したもの。
	画面遷移における参考事項を示したもの。

① 国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」(※)の「申請手続」をクリックします。

※ 「インボイス制度特設サイト」には、上記のほか、インボイス制度の概要、説明会の案内及びFAQ等を掲載しています。

「申請手続」画面

[個人の方はこちら] をクリックします。

※本事例は、個人事業者の例としていますので、法人の方は、[法人の方はこちら] をクリックします。

クリックしてください。

事前にメールアドレスを登録したい方はこちらを参照してください。

登録通知データの確認方法はこちらを参照してください。

Ｐ６以降の画面操作におけるお問い合わせについては、次の窓口で受け付けています。

<e-Taxソフト等の事前準備、送信方法、エラー解消などの使い方に関するお問い合わせ>

- **e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**
  電話番号 0570-01-5901（ナビダイヤル(有料)）
  受付時間 9:00～17:00（土日祝及び年末年始を除く。）

<マイナンバーカードに関するお問い合わせ>

- **マイナンバー総合フリーダイヤル**
  電話番号 0120-95-0178（無料）
  受付時間 平日 9:30～20:00
  土日祝 9:30～17:30（年末年始除く。）

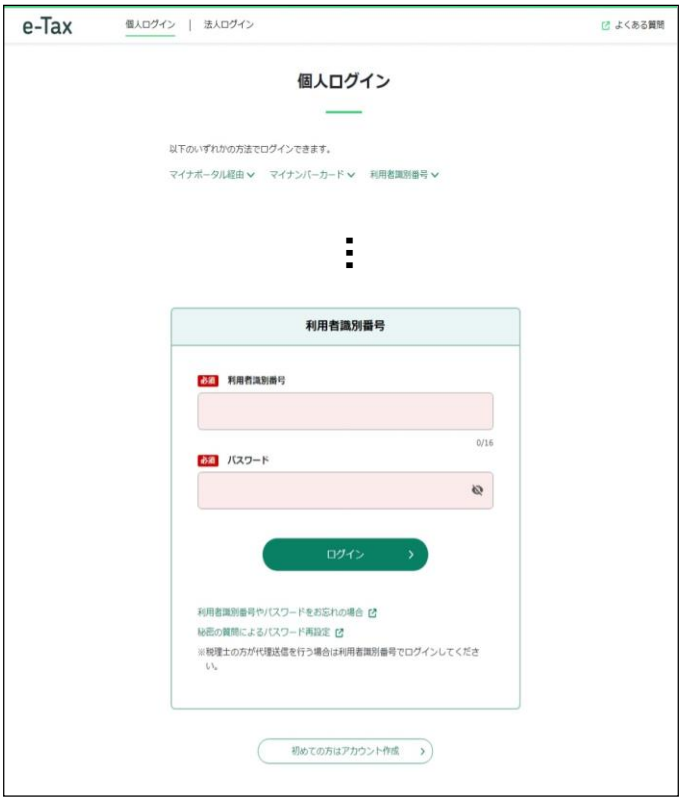

② ログイン画面が表示されます。

(参考) 初めてe-Taxを利用する場合
[初めての方はアカウント作成]をクリックし、利用者識別番号等の取得を行ってください。

(参考) 法人の場合のログイン画面

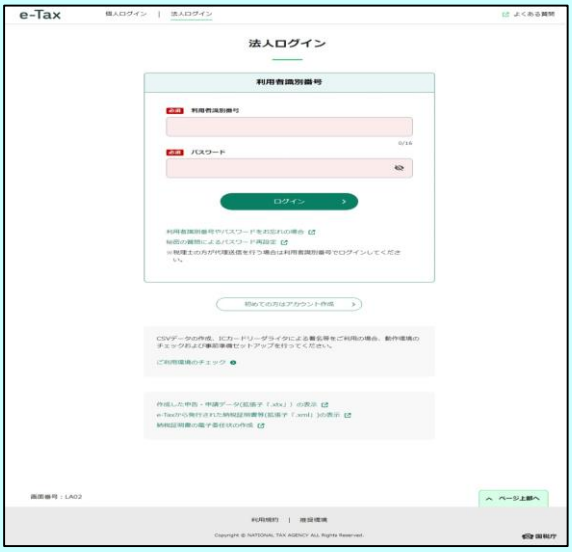

③ [スマートフォンで読み取り]をクリックします。

法人や個人事業者で既に利用者識別番号等を持っている場合
「利用者識別番号」及び「パスワード」を入力し、ログインすることも可能です(ログイン後は⑰の画面が表示されます。)。

④　画面にQRコードが表示されます(お手元にスマートフォンを準備してください。)。

(参考) マイナポータルのインストール

以降の手続には、Android 端末の方はGoogle Play、iPhoneの方はApp Storeから「マイナポータルAP」のインストールが必要となります。

Google Play で手に入れよう　　Download on the App Store

(ここから、スマートフォンで作業を行います。)

⑤「マイナポータル」を起動し、[読み取る]をタップします。

(参考) マイナポータルAPの推奨環境

画面右上の[ⓘ]をタップ後に表示されるよくある質問の「マイナポータル（アプリ）に対応しているスマートフォン等を教えてください」により、確認することが可能です。

⑥　アプリメニューを選択する画面が表示されます。

[QRコード読取]をタップします。

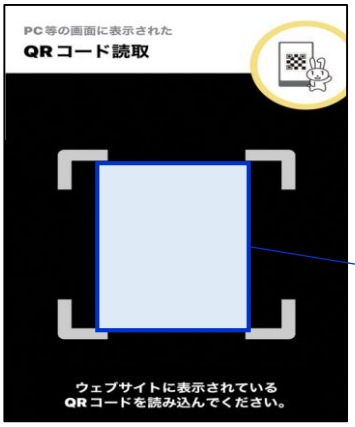

パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。

⑦ QRコードの読み取り画面が表示されます。
④で表示されたQRコードを読み取ります。

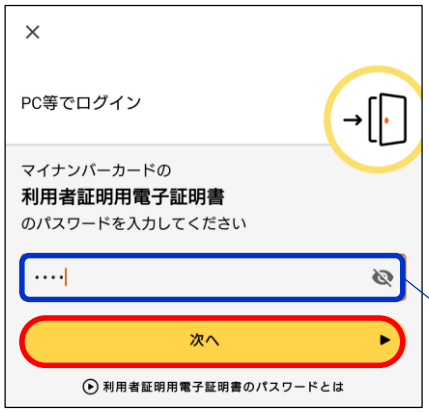

パスワードを入力することで[次へ]が選択できます。

⑧ 読み取りが完了すると、パスワード入力画面が表示されます。
[マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書のパスワード](4桁)を入力し、[次へ]をタップします。

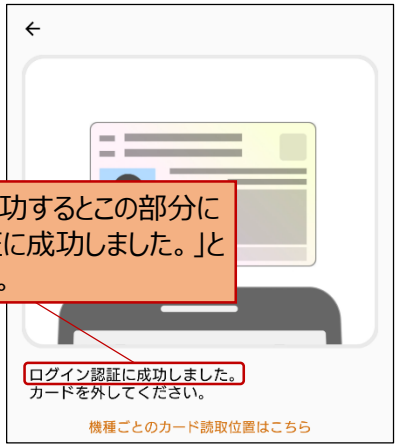

読み取りに成功するとこの部分に「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。

⑨ スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「ログイン認証に成功しました。」と表示されます。
マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) マイナンバーカードの読み取り
スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み取りが正常に行えない場合があるため、ケースを外して読み取りを実施してください。

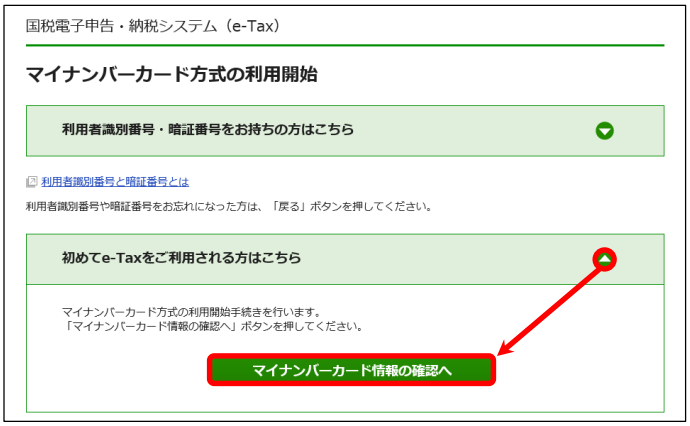

(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

⑩ ⑨の認証が完了すると、④の画面が自動で切り替わります。
「初めてe-Taxをご利用される方はこちら」の[ ]をクリック後に表示される[マイナンバーカード情報の確認へ]をクリックします。

(参考) 既に利用者識別番号をお持ちの場合
[利用者識別番号・暗証番号をお持ちの方はこちら]から、利用者識別番号及び暗証番号を登録してください。

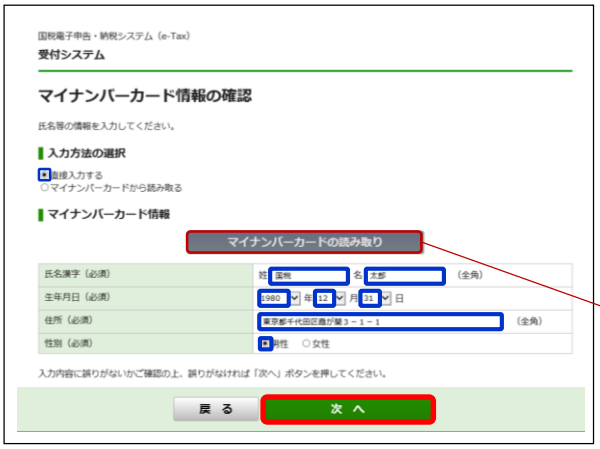

⑪　マイナンバーカード情報の確認画面が表示されます。

「氏名漢字」、「生年月日」、「住所」及び「性別」を入力し、[次へ]をクリックします。

「マイナンバーカードの読み取り」は選択できないため、「氏名漢字」等は直接入力する必要があります。

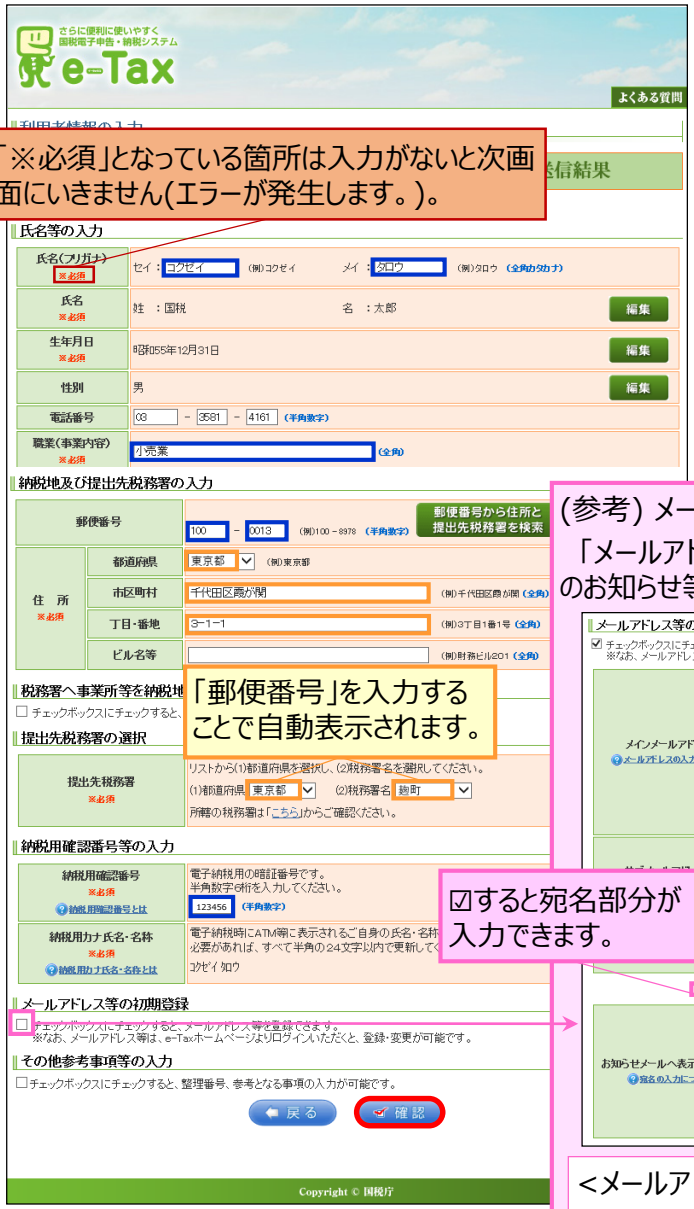

⑫　利用者情報の詳細を入力する画面が表示されます。

⑪で入力した事項以外を入力し、[確認]をクリックします。

(参考) メールアドレス等の登録

「メールアドレス等の初期登録」を☑することで、税務署からのお知らせ等を受信するメールアドレスが登録できます。

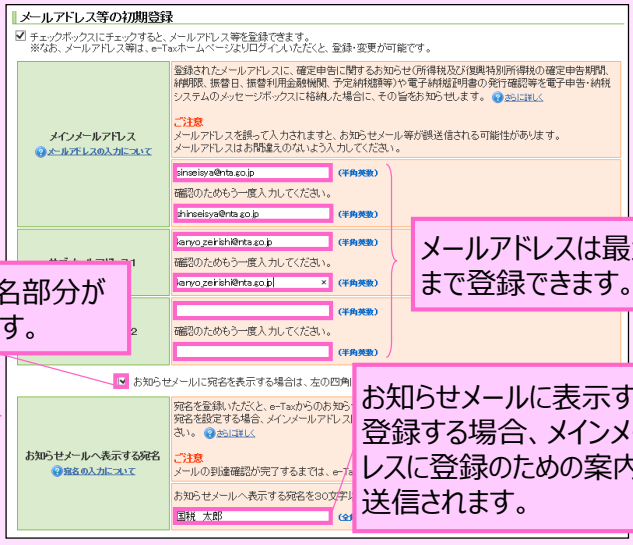

☑すると宛名部分が入力できます。

メールアドレスは最大３つまで登録できます。

お知らせメールに表示する宛名を登録する場合、メインメールアドレスに登録のための案内メールが送信されます。

<メールアドレスを登録すると…？>

税務署から登録通知データを送信した時点で登録したメールアドレスにお知らせメールが送信されますので、すぐに内容の確認ができます(送信されるお知らせメールのイメージは、P25を参照。)。

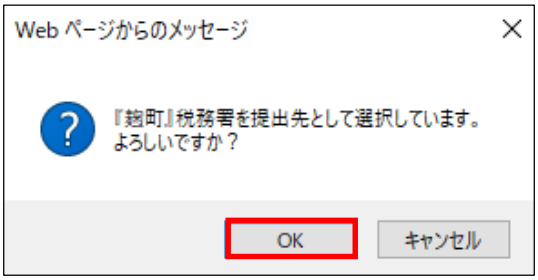

⑬　提出先税務署を確認する画面が表示されます。

誤りがなければ[OK]をクリックします。

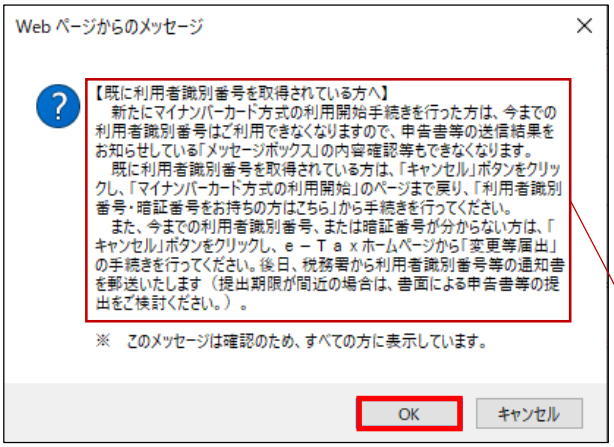

⑭　利用者識別番号を新たに発行することについての注意メッセージが表示されます。

内容を確認し、[OK]をクリックします。

既にe-Taxを利用している場合には、従来利用していた利用者識別番号に係る情報の確認が行えなくなるため注意が必要です。

※ 過去に利用者識別番号を取得しただけであれば新たに取得したとしても特段の問題は生じません。

入力内容の「訂正」、「印刷」又は「保存」することもできます。

⑮　入力内容を確認する画面が表示されます。

内容に誤りがなければ、[送信]をクリックします。

(修正すべき内容があれば、[訂正]をクリックして修正を行います。)

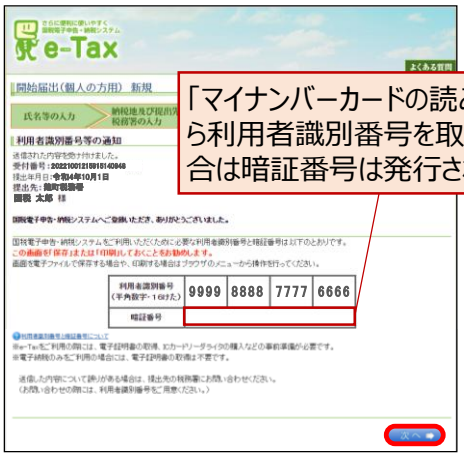

「マイナンバーカードの読み取り」から利用者識別番号を取得した場合は暗証番号は発行されません。

⑯ 利用者識別番号を通知する画面が表示されます。

[次へ]をクリックします。

(参考) 利用者識別番号について

登録申請データ提出後、登録通知データを確認する場合などに利用者識別番号が必要となることから、この画面については「印刷」又は「保存」することをお勧めします。

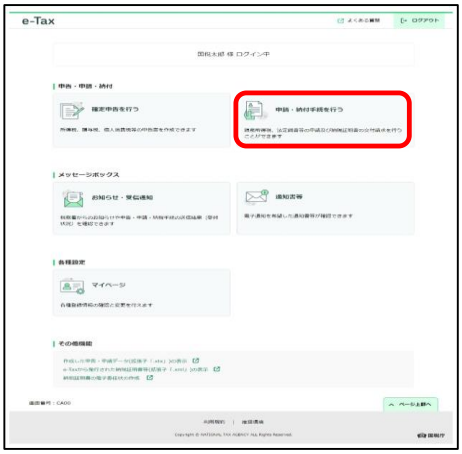

⑰ e-Taxソフト(WEB版)のトップ画面に戻ります。

[申請・納付手続を行う] をクリックします。

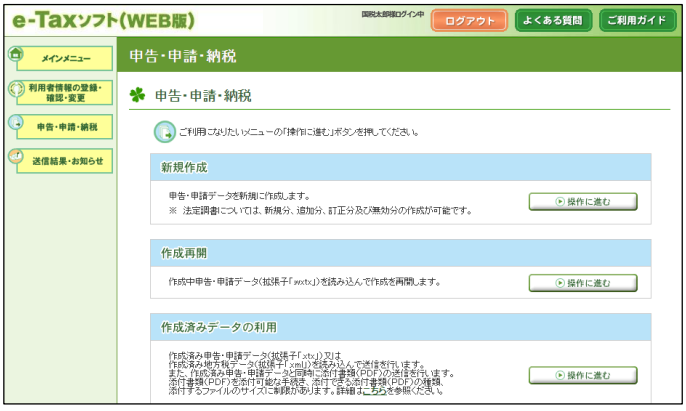

⑱ 申告・申請・納税の画面が表示されます。

「新規作成」の[操作に進む]をクリックします。

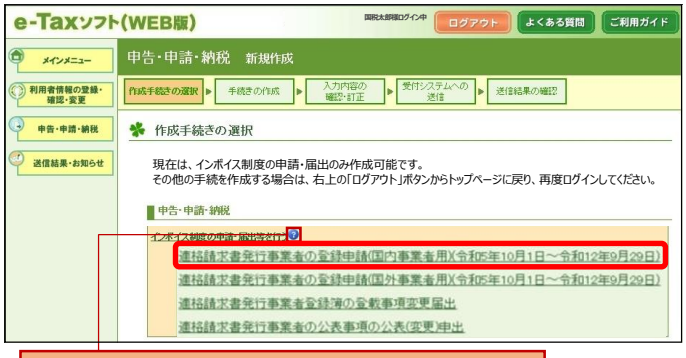

各項目にヘルプを設けていますので、不明点はその都度、確認することができます。

⑲ 作成手続の選択画面が表示されます。

[適格請求書発行事業者の登録申請書(国内事業者用)(令和５年10月１日～令和12年９月29日)]をクリックします。

(参考) インボイス制度特設サイト以外からe-Taxソフト(WEB版)を利用した場合

インボイス制度以外の手続も表示されますが、表示される手続に違いがあるだけで、以降の操作に違いなどは生じません。

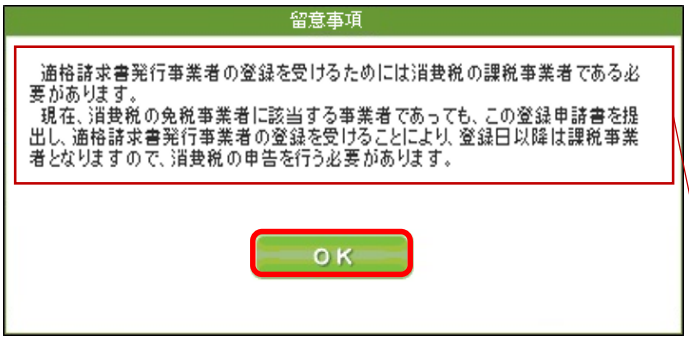

⑳ 作成前に留意事項としてメッセージが表示されます。
内容を確認し、[OK]をクリックします(申請時点で免税事業者の方は確認が必要です。)。

適格請求書発行事業者になるためには、課税事業者である必要があり、現在、免税事業者であっても、登録を受けることにより登録日以降は、消費税の申告が必要になることを表示しています。

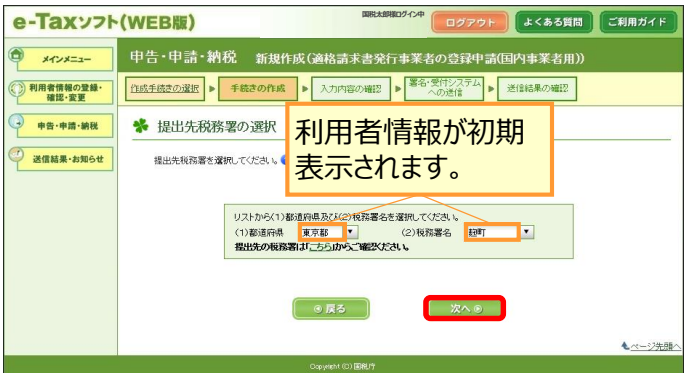

㉑ 提出先税務署が表示されます。
内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。

㉒ 帳票入力画面が表示されます。
[作成]をクリックします。

個人事業者の場合、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表(変更)申出書」を提出することで公表情報に「屋号」等を加えることが可能であるため、登録申請データと同時に作成・送信できるようになっています。

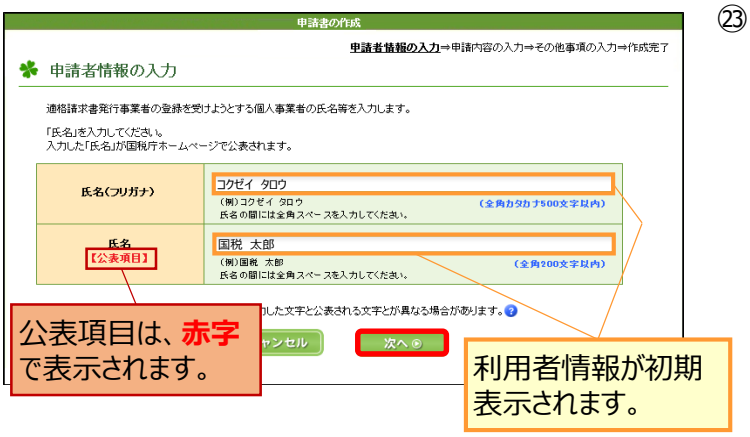

㉓ 「氏名」の入力画面が表示されます。
「氏名」及び「フリガナ」に表示された内容を確認のうえ、誤りがなければ、[次へ]をクリックします。

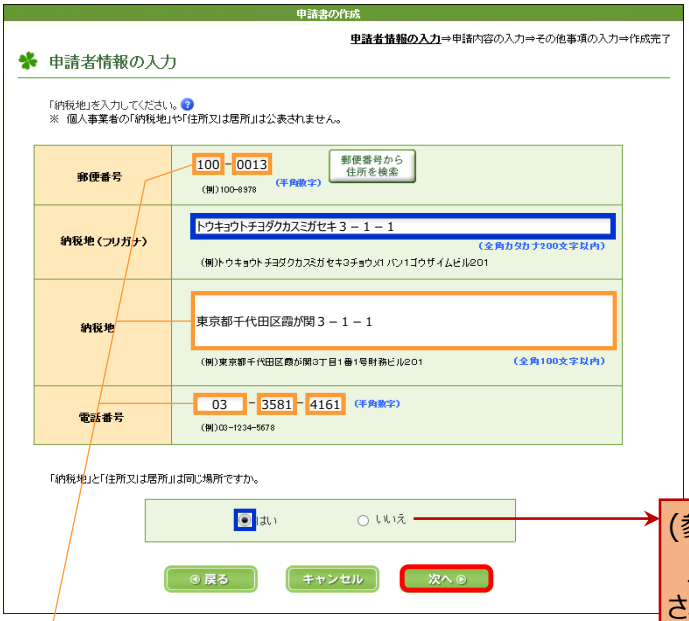

利用者情報が初期表示されます。

㉔ 「納税地」の入力画面が表示されます。

「郵便番号」、「納税地」及び「電話番号」に表示された内容を確認するとともに、[納税地(フリガナ)]を入力、「『納税地』と『住所又は居所』は同じ場所ですか。」を[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) [いいえ]を選択する場合

別画面で「住所又は居所」を入力する画面が表示されるため、各項目を入力してください。

㉕ 新たに事業を開始した個人事業者（法人の場合は、新たに設立された法人）かどうかを選択する画面が表示されます。

該当しないため [いいえ]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考) ㉕の画面で [はい]を選択する場合

[いいえ]を選択する場合

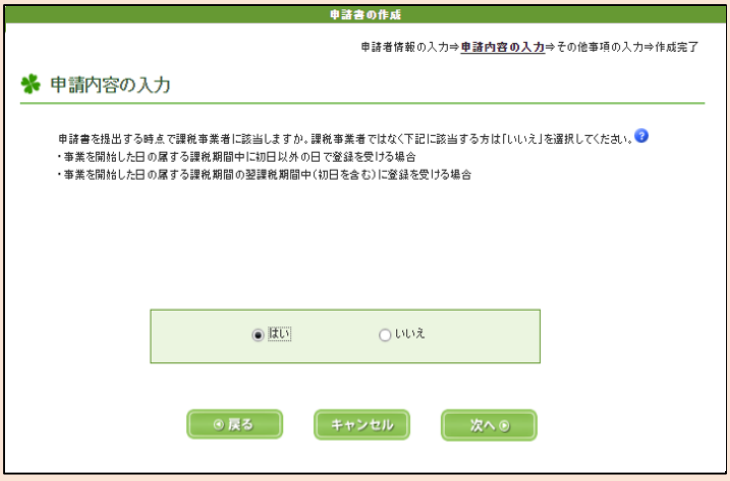

事業を開始した日の属する課税期間の初日から登録を希望するかどうかの確認画面が表示されます。

希望する場合は[はい]を選択の上、[次へ]をクリックし、表示された次画面で課税期間の初日を入力してください（次画面で [次へ]をクリックすると㉝の画面へ遷移します。）。

申請書を提出する時点で課税事業者に該当するかどうかの確認画面が表示されます。

該当する場合は[はい]を選択の上、[次へ]をクリックしてください（㉝の画面へ遷移します。）。

該当しない場合は[いいえ]を選択してください（㉗の画面へ遷移します。）。

㉖ 申請書を提出する時点において課税事業者か等の確認画面が表示されます。

免税事業者であるため [いいえ]を選択し、[次へ]をクリックします。

（参考）該当する場合は[はい]を選択してください（㉝の画面へ遷移します。）。

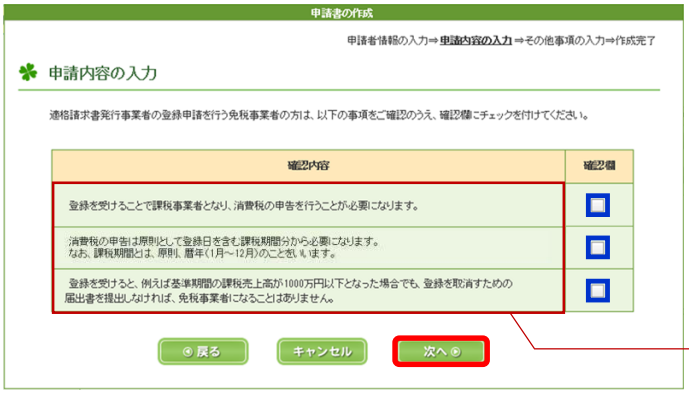

㉗　免税事業者が登録を受けることにより、発生する義務などの確認事項が表示されます。

　確認後、確認欄に☑し、[次へ]をクリックします。

・ 消費税の申告を行う必要がある
・ 申告は登録日を含む課税期間から必要
・ 適格請求書発行事業者となった場合に免税事業者の規定の適用はないこと

の旨の説明が表示されています(全てチェックしないと次画面に遷移できません。）。

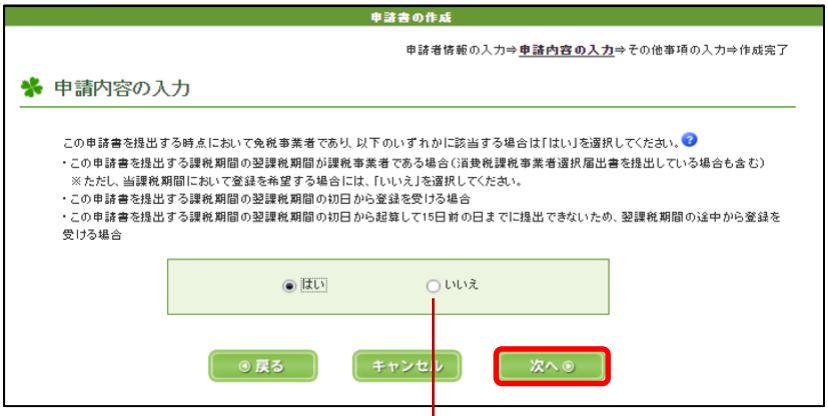

㉘　翌課税期間の初日から登録を希望するか等の確認画面が表示されます。

　翌課税期間の初日から登録を希望するため[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

(参考)　[いいえ]を選択する場合

　登録希望日の入力画面が表示されます。

　登録希望日を入力し、[次へ]をクリックします（次ページの上部の画面へ遷移します。）。

※　登録希望日は提出日から15日以降の日を入力してください。

免税事業者が申請する際に入力が必要な画面が表示されます。

表示された「生年月日」を確認し、[個人番号]及び[事業内容]を入力し、[次へ]をクリックします。

(お願い) 個人番号の入力について

免税事業者の方は、個人番号の入力が必要ですので、入力漏れがないようご注意ください(入力がない場合は登録申請データの処理に時間を要することもあります。)。

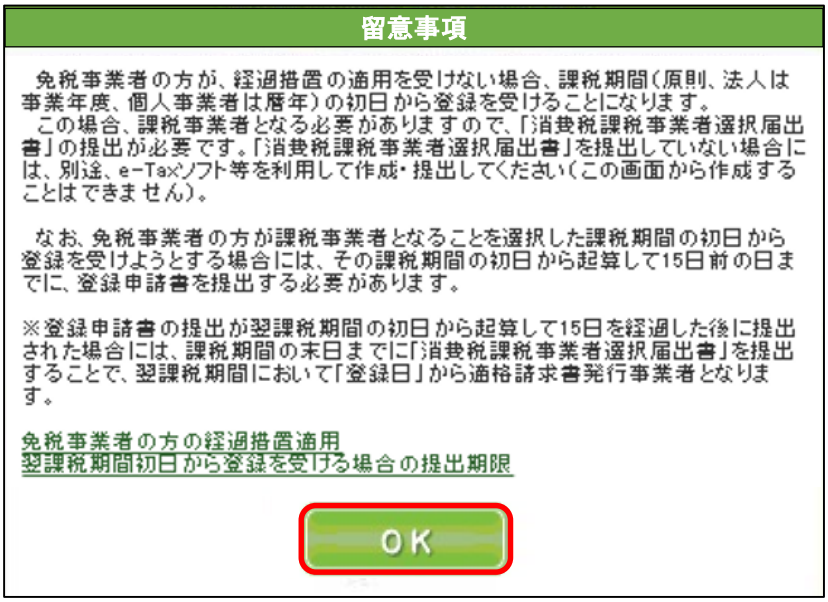

㉙　課税期間の初日に登録を受ける場合の留意事項が表示されるので、内容を確認し　[OK]をクリックします。

※　「消費税課税事業者選択届出書」の提出が必要です。提出していない場合には、別途、e-Taxソフト等を利用して作成・提出してください（この画面から作成することはできません。）。

※　画面上の以下の文言をクリックすることで、それぞれの詳細が表示されます。

- 免税事業者の方の経過措置適用
- 翌課税期間初日から登録を受ける場合の提出期限

㉚　翌課税期間の初日から登録を予定しているかの確認画面が表示されます。

　翌課税期間の初日から登録を希望するため[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

　希望しない場合は[いいえ]を選択してください（㉝の画面へ遷移します。）。

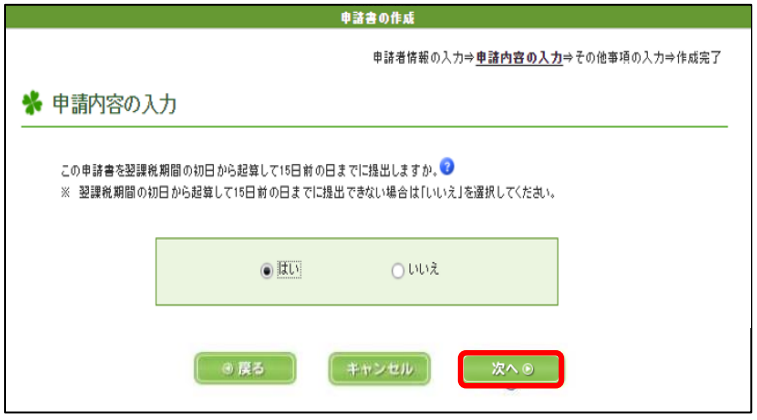

㉛　申請書を翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出するかの確認画面が表示されます。

　[はい]を選択し、[次へ]をクリックします。

※　翌課税期間の初日から起算して15日前の日までに提出できない場合は、[いいえ]を選択してください（㉝の画面へ遷移します。）。

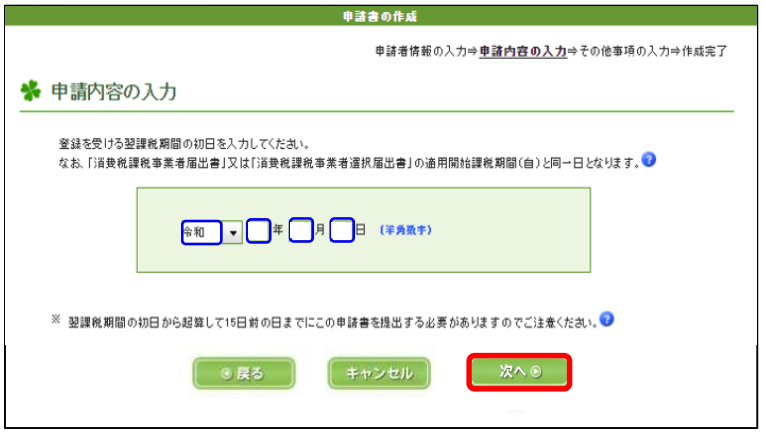

㉜　登録を受ける翌課税期間の初日を入力し、[次へ]をクリックします。

※　通常、個人事業者の場合は１月１日が、法人の場合は事業年度の開始日が課税期間の初日に該当します。

（詳細はヘルプ（？マーク）を参照願います。）

㉝　納税管理人を定める必要のない事業者かの確認画面が表示されます。

納税管理人を定める必要がない場合は、[はい]を選択して、[次へ]をクリックします。

【[いいえ（定める必要がある）]を選択する場合】

(個人事業者の場合)

今後出国するなど、国内に住所を有しないことになる場合に選択してください。

(法人の場合)

国内に本店又は主たる事務所を有していない場合に選択してください。

(参考) [いいえ（定める必要がある）]を選択する場合

納税管理人の届出をしているかの確認画面が表示されますので、届出をしている場合は、「消費税納税管理人届出書の提出日」を入力します。

※　届出をしていない場合、申請が拒否されることがあります。

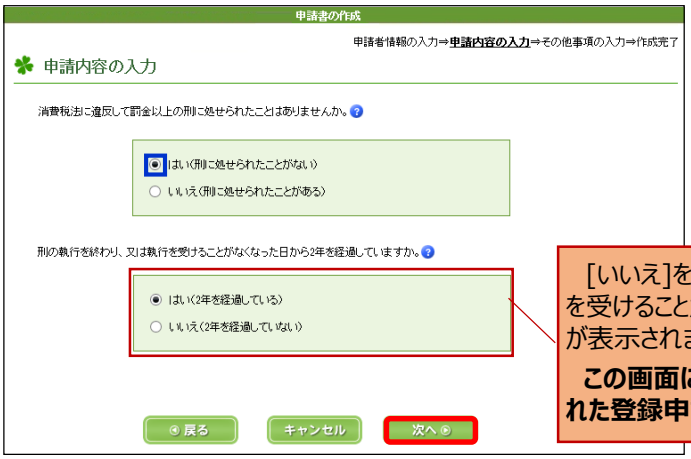

㉞　消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことがあるかどうかの確認画面が表示されます。

刑に処せられたことがない場合は [はい]を選択して、[次へ]をクリックします。

[いいえ]を選択した場合には、刑の執行が終わる、若しくは、執行を受けることがなくなって２年を経過しているかどうかの確認メッセージが表示されます。

この画面における選択がいずれも[いいえ]となった場合、送信された登録申請データに係る登録は拒否されることがあります。

個人事業者の場合は㉟の画面へ、法人の場合は㊱の画面へ遷移します。

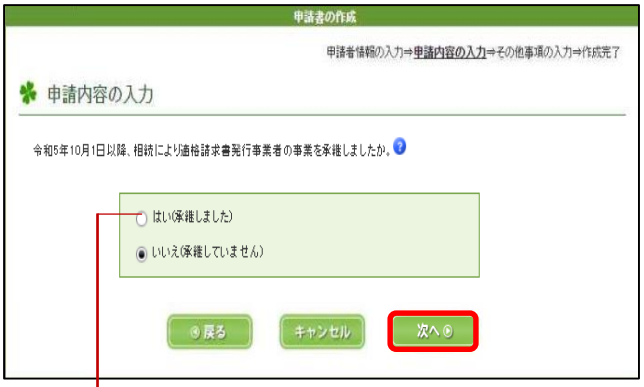

㉟　「適格請求書発行事業者の事業承継」についての確認画面が表示されます。

相続により事業を承継していないため、[いいえ]を選択して、[次へ]をクリックします

(参考)　[はい]を選択した場合、別画面で「適格請求書発行事業者の死亡届出書」及び「被相続人」の詳細を入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

㊱　「その他事項の入力」画面が表示されます。

参考として入力すべき事項があれば、入力した上で[次へ]をクリックします。

なければ空欄のまま、[次へ]をクリックします。

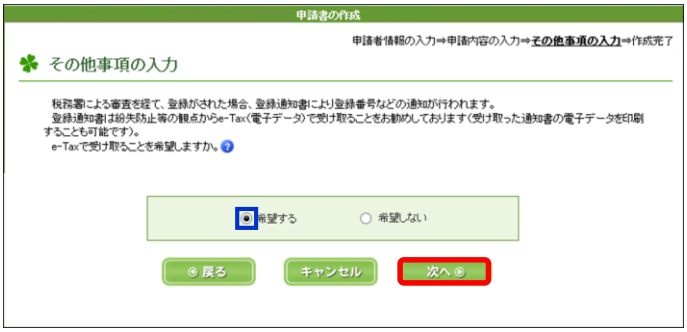

㊲ 登録通知データの受領方法について電子データで受け取るかどうかの希望の確認画面が表示されます。

[希望する]を選択し、[次へ]をクリックします。

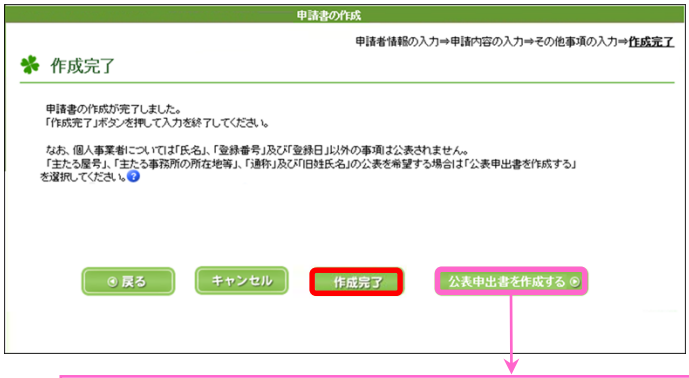

㊳ 登録申請書の作成完了画面が表示されます。

[作成完了]をクリックします。

(参考) [公表申出書を作成する]を選択した場合

[公表申出書を作成する]クリック後に、「主たる屋号」や「主たる事務所の所在地等」などを入力する画面が表示されますので、各項目を入力してください。

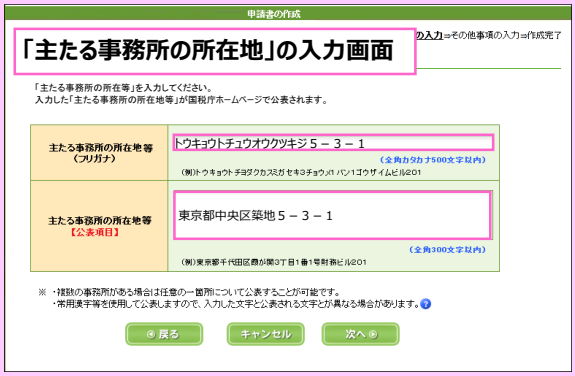

㊴ ㉒の画面に戻ります。

「次へ」が選択できますので、[次へ] をクリックします。

㊵　作成した帳票の一覧が表示されます。
内容を確認し、[次へ]をクリックします。

(参考) 作成イメージの確認
[帳票表示]をクリックすることで確認できます。

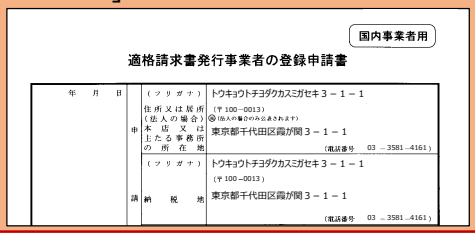

㊶　電子署名の付与の画面が表示されます。
[電子署名の付与]をクリックします。

※　事前にマイナンバーカードによる本人確認が済んでいる場合、電子署名の付与は不要です（電子署名の欄は表示されません。）。
「送信」が選択可能なため、「送信」をクリックし、㊷の画面へ進んでください。

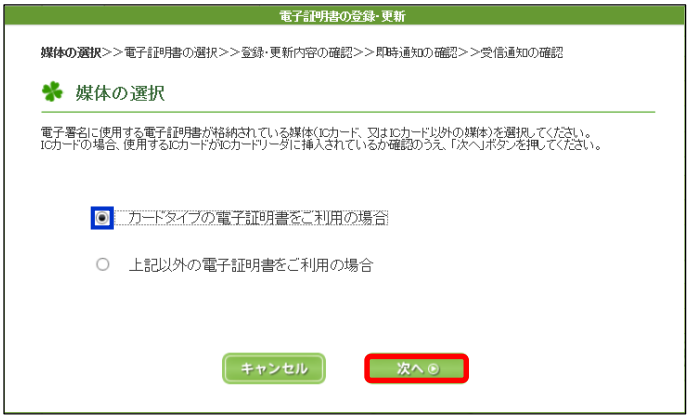

㊷　電子署名を付与するための媒体の選択画面が表示されます。
[カードタイプの電子証明書をご利用の場合]を選択し、[次へ]をクリックします。

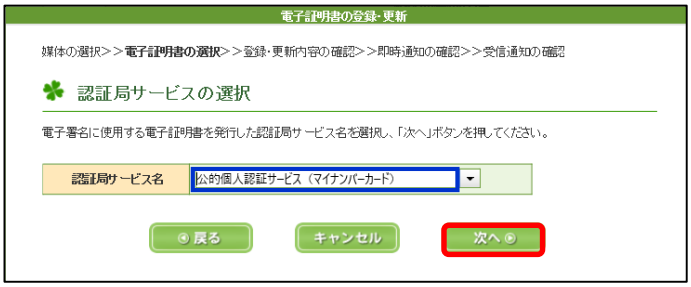

㊸　認証局サービスを選択する画面が表示されます。
[公的個人認証サービス(マイナンバーカード)]を選択し、[次へ]をクリックします。

㊹　パソコンの画面にQRコード」が表示されます
(手元にスマートフォンを準備してください。)。

(ここから、スマートフォンで作業)

㊺　「マイナポータル」を起動し、[読み取る]をタップします。

㊻　アプリメニューを選択する画面が表示されます。
[QRコード読取]をタップします。

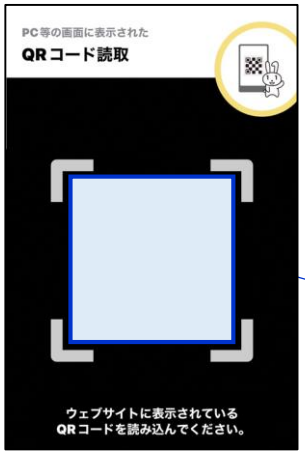

パソコンに表示されたQRコードがこの枠内に収まるように調整してください。

⑰　QRコードの読み取り画面が表示されます。
⑭で表示されたQRコードを読み取ります。

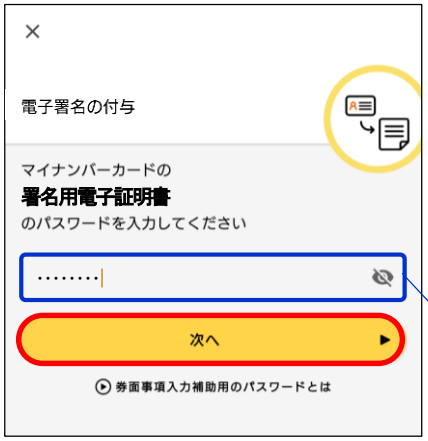

パスワードを入力することで[次へ]が選択可能となります。

⑱　読取が完了すると、パスワード入力画面が表示されます。
[署名用電子証明書のパスワード](英数字6～16桁)を入力し[次へ]をタップしてください。

読み取りに成功すると「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。

⑲　スマートフォンの画面に従い、マイナンバーカードの読み取りが完了すると、「電子署名の付与を完了しました。」と表示されます。
マイナンバーカードをスマートフォンから外してください。

(参考) マイナンバーカードの読み取り
読み取りに当たっては、スマートフォンやマイナンバーカードがケースに入っている場合、読み込みが正常に行えない場合があるため、ケースを外して読み取りを実施してください。

(ここから、パソコンでの作業に戻ります。)

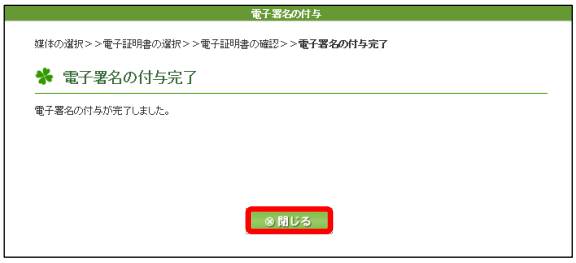

⑳　電子署名の付与が完了したことを表示する画面が表示されます。
[閉じる]をクリックしてください。

⑤1　電子署名の付与が完了すると、㊶の画面に戻ります。
「電子署名」欄が「署名済」に変わるとともに「送信」が選択可能となるため、[送信]をクリックします。

⑤2　送信が完了すると、即時通知が表示されます。
即時通知の状況は、登録申請データの審査を行っているため、[受信通知の確認]をクリックします。

⑤3　「受信通知」が確認できれば、登録申請データの作成・送信が完了となります。

～ 登録通知データの確認 ～

登録したメールアドレスに登録通知データが格納されたことをお知らせするメールが送信されます。
登録通知データの確認方法は、「登録に係る登録通知データ確認マニュアル」をご確認ください。

【件名】
「税務署からのお知らせ（国税　太郎様）【適格請求書発行事業者の登録申請に関するお知らせ】」

【メール文章】
国税　太郎様

e-Taxをご利用いただきありがとうございます。
ご提出された適格請求書発行事業者の登録申請について、処理状況をご連絡します。

e-Taxの利用可能時間内に、e-Taxホームページからログインの上、「通知書等一覧」よりご確認いただけます。

○　注意事項
・e-Taxの利用可能時間は、e-Taxホームページでご確認ください。

※　本メールは、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」にメールアドレスを登録いただいた方へ配信しております。
　　なお、本メールアドレスは送信専用のため、返信を受け付けておりません。ご了承ください。

発行元：国税庁
Copyright (C) NATIONAL TAX AGENCY ALL Rights Reserved.